

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月7日
【会社名】	三井金属鉱業株式会社
【英訳名】	Mitsui Mining and Smelting Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仙田 貞雄
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 西田 計治
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【縦覧に供する場所】	三井金属鉱業株式会社 大阪支店 (大阪市中央区今橋四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)平成25年7月22日から縦覧に供する場所のうち大阪支店は、大阪市西区靱本町一丁目11番7号から上記住所へ移転しております。

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長仙田貞雄及び最高財務責任者西田計治は、当社の第88期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。